令和７年度

袖ケ浦市健全化判断比率審査意見書

袖ケ浦市資金不足比率審査意見書

袖ケ浦市監査委員

袖 監 第 ２ ７ ２ 号

令 和 ８ 年 ８ 月 ６ 日

袖ケ浦市長　粕谷　智浩　様

袖ケ浦市監査委員　阿津　光夫

袖ケ浦市監査委員　佐藤　麗子

令和７年度決算に係る健全化判断比率審査意見書及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により審査に付された令和７年度袖ケ浦市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

【参考】

◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律〔抜粋〕

（健全化判断比率の公表等）

第三条　地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

（資金不足比率の公表等）

第二十二条　公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

令和７年度袖ケ浦市健全化判断比率審査意見書

第１　審査の対象

１　令和７年度決算に基づく健全化判断比率

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

２　上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年７月３１日から令和８年８月６日まで

第３　審査の方法

市長から審査に付された令和７年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて算定され、かつ、適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員の説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第４　審査の結果

市長から審査に付された令和７年度決算に基づく健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率は正確であると認められた。

第５　審査の概要

令和７年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりである。

健全化判断比率	令和７年度 ％	令和６年度 ％	早期健全化基準 ％	財政再生基準 ％
実質赤字比率	－	－	12.59	20.00
連結実質赤字比率	－	－	17.59	30.00
実質公債費比率	5.4	4.7	25.0	35.0
将来負担比率	10.8	11.2	350.0	

※令和７年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「－」となっているのは、本市のすべての会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額がないことを表す。

※地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第４条第１項)。再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない（同法第８条第１項)。

第６　審査意見

令和７年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っていることが認められた。

令和７年度袖ケ浦市下水道事業会計資金不足比率審査意見書

第１　審査の対象

１　令和７年度袖ケ浦市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率

２　上記資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年７月３１日から令和８年８月６日まで

第３　審査の方法

市長から審査に付された令和７年度袖ケ浦市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて算定され、かつ、適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員の説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第４　審査の結果

市長から審査に付された令和７年度袖ケ浦市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、資金不足比率は正確であると認められた。

第５　審査の概要

令和７年度袖ケ浦市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率は、次のとおりである。

資金不足比率	令和７年度 ％	令和６年度 ％	経営健全化基準 ％
下水道事業会計	－	－	20.0

※「－」は、資金不足となっていないことを表す。

※地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２３条第１項）。

第６　審査意見

令和７年度袖ケ浦市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率は、資金の不足がなかったことが認められた。